教育委員会7月定例会議事録

会議名 教育委員会7月定例会

開催日 令和3年7月26日(月)午後2時30分~午後3時10分

開催場所 議会棟5階 第2委員会室

出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、真野委員、秋元委員、中 川委昌

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、宮永学校教育部部長兼施設給食課長、田井教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、中村社会教育部長、三宅社会教育部部長、谷口社会教育部次長兼社会教育課長、野岸文化スポーツ室長兼課長、川原教育政策総務課長、牧野学務課長、平野教育指導課長、籠本総合教育研修センター課長、大久保社会教育課課長、山口文化スポーツ室課長、山本中央図書館長、赤堀青少年課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、當房(教育政策総務課担当)

〇髙須教育長

中川智皓委員が令和3年6月市議会定例会において、教育委員会委員の任命の同意 を得られ、7月1日付けで市長から教育委員会委員に任命されました。

教育委員会7月定例会を開催する前に、中川委員から就任に伴う御挨拶をいただき たいと思います。

〇中川委員

皆さん貴重なお時間をいただき、本当にありがとうございます。

中川智皓と申します。普段は大阪府立大学工学研究科で教鞭をとっております。また、英語でのディベートにも力を入れております。これから寝屋川市の教育について、 尽力させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇髙須教育長

ありがとうございます。

それでは、ただ今から教育委員会7月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は、玉井委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が5件、議決事項が3件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、川原課長。

〇川原教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書、以上でございます。

なお、教育長及び委員の皆様には、報告第21号及び報告第22号に関する資料も配付 しております。個人情報の含まれた資料でございますので、会議終了後、机上に置い てお帰りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇高須教育長

それでは、議案書1ページ、「6月・7月教育委員会一般事務報告」についてお 伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、川原課長。

〇川原教育政策総務課長

6月・7月の一般事務報告をいたします。

まず、6月18日から7月5日まで開催されました令和3年6月市議会定例会でございますが、6月22日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会(分科会)、6月28日に予算決算常任委員会(全体会)が開催され、6月30日から7月2日には一般質問が行われました。なお、6月の教育委員会定例会において承認いただきました「市長からの意見聴取」に関する議案につきましては、全て可決されましたので、併せて報告をさせていただきます。

次に、本日7月26日に教育委員懇話会及び教育委員会7月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会の後援状況について御報告いたします。

6月11日から7月10日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で13件ございました。

そのうち、新規の後援は2件でございます。

1件目は、子供たちの学力向上を目的とした新聞のスクラップ学習等を行う、朝日新聞 E d u A 新聞活用講座でございます。

2件目は、イベントを通じ、市民の交流を深めることを目的とした、ねや川Smile(スマイル)フェスタでございます。

その他、継続の後援が11件でございました。

1件目は第52回大阪学童保育研究集会、2件目は2021年度夏のキャンプクラブ、3件目は第33回夏季グラウンド・ゴルフ大会、4件目は第28回通学圏私立中学・高校入試説明・懇談会、5件目は第61回日本書道芸術院展、6件目は伝統文化こども日本舞踊教室、7件目はプログラミング教育に関するセミナー及び体験会、8件目は第3回寝屋川囲碁将棋フェスティバル、9件目は8月に開催する朝日新聞EduA新聞活用講座、10件目は稲作体験キャンプ、11件目は第7回淀川河川公園ふれあいマラソンで

ございます。

以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、谷口次長。

〇谷口社会教育部次長兼社会教育課長

7月の一般事務報告についてご説明いたします。

7月14日に令和3年度第2回社会教育委員会議を議会棟4階第Ⅰ・Ⅱ会議室において開催いたしました。内容につきましては、社会教育部所管事業について、及びその他の案件でございます。

以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、2ページ「7月・8月教育委員会行事計画書」に ついてお伺いいたします。

事務局から、何かございますか。

はい、川原課長。

〇川原教育政策総務課長

7月・8月の行事計画を御説明いたします。

まず、8月16日に教育委員懇話会、8月23日に教育委員会8月定例会の開催を予定しております。

次に、教育行政事務の点検及び評価に関する会議の第1回目を8月30日に、第2回目を8月31日に実施する予定でございます。

次に、8月30日から9月21日まで令和3年度9月市議会定例会が開催される予定で ございます。

以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山本館長。

〇山本中央図書館長

7月・8月教育委員会行事計画書につきまして、御説明いたします。

中央図書館及び西分室の開館についてでございます。

まず中央図書館につきましては、8月5日午後1時からの開館を予定しております。 当日は、午前9時30分より記念式典を開催いたします。 また、西分室につきましては、8月11日のオープンを予定しております。 以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、谷口次長。

〇谷口社会教育部次長兼社会教育課長

8月の行事計画について御説明いたします。

8月4日に第3回社会教育委員会議、8月25日に第4回社会教育委員会議を、両日ともエスポアールにて予定しております。内容につきましては、社会教育部所管事業について、及びその他の案件でございます。

以上でございます。

〇髙須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

それでは、「7月・8月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしくお願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第21号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

〇川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第21号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、4ページを御覧ください。

本職員は中学校に勤務する教育政策総務課の職員で、病気療養のため休業を要する 旨の診断書が提出され、令和3年6月20日から令和3年7月19日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

〇高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第21号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決します。 次に、5ページでございます。

報告第22号「職員の分限処分について」を議題といたします。

はい、川原課長。

〇川原教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第22号、職員の分限処分につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、6ページを御覧ください。

本職員は中学校に勤務する教育政策総務課の職員で、病気療養のため休業を要する 旨の診断書が提出され、令和3年7月20日から令和3年8月19日までの休職発令を行ったものでございます。

以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第22号「職員の分限処分について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決します。 次に、7ページでございます。

報告第23号「寝屋川市立図書館条例の施行期日等を定める規則について」を議題といたします。

はい、山本館長。

〇山本中央図書館長

ただ今御上程いただきました報告第23号、寝屋川市立図書館条例の施行期日等を定める規則につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、8ページを御覧ください。

第1項といたしまして、9ページにございます寝屋川市立図書館条例の第4条、第 5条、第6条の自転車駐輪場以外の施行期日を令和3年8月5日とするものでござい ます。また、第3条第2項の西分室の供用開始を8月11日とするものでございます。

また、自転車駐輪場に係ります部分の施行期日を令和3年9月23日とするものでございます。

以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、告第23号「寝屋川市立図書館条例の施行期日等を定める 規則について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決します。 次に、11ページでございます。

報告第24号「寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、山本館長。

〇山本中央図書館長

ただ今御上程いただきました報告第24号、寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則につきまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、14ページ以降の新旧対照表にて御説明いたします。

15ページでございます。第2条第1号の中央図書館の開館時間についてでございますが、中央図書館の開館時間を平日は午前10時から午後9時まで、休日は午前10時から午後8時までとするものでございます。

続きまして、第3条第1号イの中央図書館の休館日についてでございますが、中央 図書館の休館日を月曜日とするものでございます。

続きまして、16ページでございます。第8条の2、図書配送サービスについてでございまして、令和3年6月市議会定例会で可決された学校図書館図書配送業の実施に伴い、図書配送サービスの事業を規則で位置付けるものでございます。

続きまして、第9条、第24条につきましては、文言の整理でございます。

続きまして、18ページでございます。附則といたしまして、この規則の施行期日を 令和3年8月5日とするものでございます。

以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第24号「寝屋川市立図書館規則の一部を改正する規則について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇髙須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、19ページでございます。

報告第25号「留守家庭児童会保育料の特例について」を議題といたします。 はい、赤堀課長。

〇赤堀青少年課長

ただ今御上程いただきました報告第25号、留守家庭児童会保育料の特例について、 寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、 別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるもの でございます。

20ページを御覧ください。

留守家庭児童会保育料の特例につきましては、市の対応フェーズにより留守家庭児童会の利用自粛を行った世帯に保育料の減額を行うこととして事務を進めてまいりましたが、実際に還付を行う際に詳細を定める必要が生じたため、新たに規定を加えたものでございます。

現在の特例は、自粛により利用しなかった日の保育料を日割り計算により減額する旨を規定しておりましたが、今回資料の下線部分「3.その他」を加えております。始めに、「(1)市対処方針に基づく休会等により、月額保育料が減額になっている場合の日割り保育料は、上記2(3)に基づいて行う。」としておりますが、これは、例えば新型コロナウイルス感染症の影響による2週間の休会で保育料を半額にしている場合でも、減額後の保育料を日割りするのではなく、【参考】の表にあります、本来いただくべき保育料の月額を20日で除したものを日割り額とするものでございます。次に、「(2)利用が全くなかった月につきましては、保育料を全額減額する。」としております。次に「(3)日割り計算によって、減額すべき保育料の額が月額保育料を超える場合は、当該月額保育料の額を限度額とする。」ものでございます。

以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第25号「留守家庭児童会保育料の特例について」を報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決します。 次に、議決事項に移ります。

21ページでございます。

議案第28号「令和4年度使用小中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。

はい、平野課長。

〇平野教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第28号、令和4年度使用小中学校教科用図書の採択につきまして、令和4年度使用小中学校教科用図書の採択を行いたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、令和4年度使用小中学校教科用図書の採択を行うためで ございます。

教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律におきまして、政令で定める期間、毎年同一のものを採択するとあり、その期間が政令で4年とされていることや、令和4年度は令和3年度と同一の教科用図書を採択しなければならないという国からの通知もございます。

従いまして、小学校教科用図書につきましては、令和元年度に採択いただいた教科 用図書に、中学校教科用図書につきましては、社会科教科用図書の歴史的分野を除き まして昨年度採択いただいた教科用図書に決定いただきたいと考えております。

22ページ、23ページを御覧ください。

令和4年度使用の小学校及び中学校教科用図書の一覧でございます。 以上でございます。

〇高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。議案第28号「令和4年度使用小中学校教科用図書の採択について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、24ページでございます。

議案第29号「令和4年度使用中学校歴史教科用図書の採択について」を議題といた します。

はい、平野課長。

〇平野教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第29号、令和4年度使用中学校歴史教科用図書の 採択につきまして、令和4年度使用中学校歴史教科用図書の採択を行いたく、教育委 員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、令和4年度使用中学校歴史教科用図書の採択を行うためでございます。

中学校歴史教科用図書につきましては、新たに自由社から教科用図書が発行される こととなったことから、現在使用している東京書籍から採択替えを行うかを御判断い ただく必要がございます。なお、御判断いただくに当たりまして、大阪府教育委員会 における調査結果のほか、昨年度の採択理由や検討の経緯及び内容等を踏まえ、現在 使用している発行者から採択替えを行うかを判断するという教育委員会からの通知が ございます。

つきましては、自由社は人物画や写真を多く掲載している等の特徴を持っておりますが、昨年度教育委員の皆様方に長時間をかけて御審議いただき、東京書籍を採択いただいたことや今年度から使用が始まったところであること、また1年で採択替えを行うことでの学校への負担等も考慮し、事務局といたしましては昨年度採択をいただいた教利用図書である東京書籍に決定いただきたいと考えております。

それでは、25ページから26ページを御覧ください。

こちらは、昨年度、寝屋川市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の答申でございます。

続いて27ページ以降を御覧ください。

こちらが大阪府教育委員会における調査結果、教科用図書選定資料でございます。 以上でございます。

〇髙須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。「令和4年度使用中学校歴史教科用図書」は「東京書籍」を採択することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇髙須教育長

御異議なしと認めます。よって、令和4年度使用中学校歴史教科用図書は「東京書籍」を採択することに決します。

次に、57ページでございます。

議案第30号「令和3年度寝屋川市立小中学校長、教頭及び指導主事候補者の推薦について」を議題といたします。

なお、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思います。非公開とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇高須教育長

各委員より御同意をいただきましたので、本案は寝屋川市教育委員会会議規則第6 条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方及び傍聴の皆様方は、一旦御退席いただきますようお願いたします。

(関係者以外退席)

(関係者以外入室)

〇高須教育長

それでは、議案第30号「令和3年度寝屋川市立小中学校長、教頭及び指導主事候補者の推薦について」を原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会7月定例会を終了させていただきます。